

議案第124号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

渋川市長 高 木 勉

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(渋川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号）
の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号ただし書及び第3号並びに第3項第1号ただし書
中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第7項中「6箇月」を「6か月」
に、「1箇月」を「1か月」に改める。

第22条第4項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第30条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、「、若しくは法第1
6条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同
条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「6箇月」を「6か月」に改め
、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」を「5か月以上6か月未満」に
改め、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」を「3か月以上5か月未満
」に改め、同項第4号中「3箇月未満」を「3か月未満」に改め、同条第
4項中「、若しくは失職し」を削る。

第31条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く
。）」を削り、同条第3号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第33条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」
に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規
定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削
る。

第37条第6項中「第1項から前項まで」を「前各項」に改め、同条第
7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に、「1箇月」を「1か月」

に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

第2条 渋川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償等)

第35条 非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。)の報酬、費用弁償及び期末手当は、別に条例で定める。

(渋川市職員等の旅費支給条例の一部改正)

第3条 渋川市職員等の旅費支給条例(平成18年渋川市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第6項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第7項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅費について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(渋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 渋川市職員の育児休業等に関する条例(平成18年渋川市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。))を除く。以下この条において同じ。))」を削り、「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。))」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)

)」を加える。

(渋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 渋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成18年渋川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(令和元年渋川市条例第 号)第6条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。))」を加える。

(渋川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 渋川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(平成18年渋川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

第7条 渋川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項本文中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、同項ただし書中「3年に満たない」とあるのは「当該任期に満たない」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

(渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年渋川市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年渋川市条例第31号)第8条に規定する任期付短時間勤務職員」を加え、「規則」を「別に

条例」に改める。

(公益的法人等への渋川市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への渋川市職員の派遣等に関する条例(平成18年渋川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 渋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年渋川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年渋川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表公民館長の項を削る。

別表の2の表を次のように改める。

2 月額報酬

(単位：円)

区分	報酬額
福祉事務所嘱託医	58,000
老人福祉センター嘱託医	51,000

(渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第12条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年渋川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「。以下「勤務時間条例」という。」を削る。

第8条を次のように改める。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以

下「任期付短時間勤務職員」という。)についての渋川市職員の給与に関する条例(平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。)の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下

		「任期付短時間勤務職員」という。以下同じ。)
第 2 2 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0 (その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、1 0 0 分の 1 2 5) を乗じて得た額とする
第 2 2 条第 4 項	第 2 項	任期付職員条例第 8 条
第 2 2 条第 5 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第 8 条の規定により読み替えられた第 1 項ただし書に規定する 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務に係る時

		間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第29条第2項	及び第18条	、第18条及び第33条
	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第6条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市職員の給与に関する条例（平成18年茨川市条例第48号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通勤手当） 第19条（略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1か月</u>当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、<u>1か月</u>当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1か月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等</p>	<p>（通勤手当） 第19条（略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>（1） 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等</p>

をいう。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4～6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

8 (略)

(時間外勤務手当)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

をいう。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

4～6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

8 (略)

(時間外勤務手当)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)
5・6 (略)

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第32条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第37条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日

(1)・(2) (略)
5・6 (略)

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第32条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第37条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日

の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) (略)

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し

、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(その他の休職者の給与)

第37条 (略)

2～5 (略)

6 法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し

、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項

の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) (略)

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(その他の休職者の給与)

第37条 (略)

2～5 (略)

6 法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、第1項から前項までに定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の

、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表

茨川市職員の給与に関する条例の一部改正

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>(非常勤の職員の報酬及び費用弁償等)</u> <u>第35条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員を除く。）の報酬、費用弁償及び期末手当は、別に条例で定める。</u></p>	<p><u>(臨時又は非常勤の職員の給与)</u> <u>第35条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u> <u>2 前項の職員には、法令又は他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市職員等の旅費支給条例（平成18年茨川市条例第51号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（旅費の支給） 第3条（略） 2（略） 3 職員が前項第1号に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4・5（略） 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む）が、<u>その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失った場合には、その失った旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p>（旅費の支給） 第3条（略） 2（略） 3 職員が前項第1号に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号から第5号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずる理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。 4・5（略） 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を失った場合には、その失った旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市職員の育児休業等に関する条例（平成18年渋川市条例第35号）の一部改正
 （第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。）第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <hr/> <p>_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。）第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）を除く。</u>以下この条において同じ。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <hr/> <p>_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年渋川市条例第31号）の一部改正
 （第5条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（<u>渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年渋川市条例第 号）第6条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第7条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。</u>））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額 _____ _____ _____ _____ の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年茨川市条例第29号）の一部改正
 （第6条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（失職の特例）</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について特にその情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（失職の特例）</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者について特にその情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
 (第7条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(休職の効果) 第4条 (略) 2～4 (略) 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項本文中「3年を超えない範囲内」とあるのは「<u>法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u>」と、<u>同項ただし書中「3年に満たない」とあるのは「当該任期に満たない」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果) 第4条 (略) 2～4 (略)</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号）の一部改正
 （第8条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、<u>日曜日及び土曜日</u>に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び<u>渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、<u>別に条例</u>で定める。</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、<u>これらの日</u>に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員_____を除外する。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、<u>規則</u>で定める。</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 公益的法人等への渋川市職員の派遣等に関する条例（平成18年渋川市条例第38号）の一部改正

（第9条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 。 （1）・（2）（略） （3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） （4）・（5）（略） 3 （略）</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員） 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2）（略） （3） 地方公務員法<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） （4）・（5）（略）</p>	<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 。 （1）・（2）（略） （3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） （4）・（5）（略） 3 （略）</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員） 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2）（略） （3） 地方公務員法<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） （4）・（5）（略）</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年茨川市条例第39号）の一部改正

（第10条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） （略）</p>	<p>（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） （略）</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 茨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年茨川市条例第44号）の一部改正

（第11条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係） 1 年額報酬 (単位：円)		別表（第2条関係） 1 年額報酬 (単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
教育委員会委員	493,000	教育委員会委員	493,000
(略)		(略)	
スポーツ推進委員	86,000	スポーツ推進委員	86,000
鳥獣被害対策実施隊	2,000	<u>公民館長</u>	<u>408,000</u>
(略)		鳥獣被害対策実施隊	2,000
		(略)	
2 月額報酬 (単位：円)		2 月額報酬 (単位：円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
<u>福祉事務所嘱託医</u>	<u>58,000</u>	<u>社会教育指導員</u>	<u>100,000</u>
<u>老人福祉センター嘱託医</u>	<u>51,000</u>	<u>青少年センター指導員</u>	<u>150,000</u>
		福祉事務所嘱託医	58,000
		<u>老人福祉センター嘱託医</u>	<u>51,000</u>

3～4（略）

家庭児童相談員	173,200
北橘歴史資料館長	107,000
外国語指導助手	400,000以内

3～4（略）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）新旧対照表
 渋川市一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部改正

（第12条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>（1） 渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号）第15条の介護休暇の承認</p> <p>（2）（略）</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）についての渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>（1） 渋川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年渋川市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の介護休暇の承認</p> <p>（2）（略）</p> <p>（任期付短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、渋川市職員の給与に関する条例（平成18年渋川市条例第48号。以下「給与条例」という。）に定める給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p>
第6条第1項	決定する	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>	

<u>第6条第2項及び第4項</u>	<u>決定する</u>	<u>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</u>
<u>第19条第2項第2号</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。以下同じ。）</u>
<u>第22条第1項</u>	<u>支給する</u>	<u>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする</u>

<u>第22条第4項</u>	<u>第2項</u>	<u>任期付職員条例第8条</u>
<u>第22条第5項</u>	<u>要しない</u>	<u>要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第8条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</u>
<u>第29条第2項</u>	<u>及び第18条</u>	<u>、第18条及び第33条</u>
	<u>再任用職員</u>	<u>任期付短時間勤務職員</u>

（給与条例の適用除外等）

第10条 給与条例第4条、第6条から第7条までの規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員には、適用しない。

2 給与条例第13条、第15条から第16条まで、第18条及び第35条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第19条第2項第2号及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第19条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「渋川市一般職の任期付職員

採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第22条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

（委任）
第11条（略）

（委任）
第10条（略）

会計年度任用職員制度の概要について

1 関係法の施行期日

令和2年4月1日施行

2 任用

- (1) 身分
地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員
- (2) 任期
1年以内（会計年度を超えない期間）
- (3) 勤務時間
従来どおり1日7時間30分を超えない範囲とする。
(すべてパートタイム会計年度任用職員)

3 給付

- (1) 給付の種類
「報酬」、「費用弁償」及び「期末手当」を支給する。
- (2) 報酬
 - ア 報酬額
月額又は時間額で定める。
各職種の1号給を報酬額の初号とし、7号給まで設定する。
 - イ 職務経験の加算
会計年度任用職員としての職務経験1年につき1号給を加算する。
 - ウ 報酬額改定の時期
4月1日
- (3) 費用弁償
通勤費相当分について、常勤職員通勤手当の通勤距離区分による支給額を20で除した額を勤務1回の費用弁償額とし、1か月の勤務回数実績に応じて支給する。（自動車等使用者）
- (4) 期末手当
 - ア 基準日
6月1日、12月1日
 - イ 支給対象者
会計年度内において6月以上の任用期間がある社会保険加入者
 - ウ 支給月数
1. 6月（6月期末：0. 8月、12月期：0. 8月）

4 休暇・休業

国家公務員(非常勤職員)の休暇制度に準ずる。

※現行制度との主な相違点

忌引休暇：一部の者のみ有給から全員有給へ変更
産前産後休暇・育児休業：新設（無給）

5 福利厚生

- (1) 各種保険等
従来どおり、法定の条件に基づき、雇用保険、健康保険、厚生年金、公務災害補償、労働災害補償の対象となる。
- (2) 健康診断
従来どおり、週当たりの所定勤務時間が20時間以上の者を職員健康診断の対象とする。